

「仙台藩準一家天童家」展 特別講演
天童家文書から何を学べるか
八幡村の成り立ちと天童家を繋いだ人びと

於：多賀城文化センター

講師 宮城学院女子大学国際文化学科

J. F. モリス

天童氏について

清和源氏の流れを汲む、足利氏支流の斯波氏の分家、奥州大崎氏の分家の最上家の分家である。1584（天正12）年に最上氏に襲撃され、陸奥国宮城郡に落ち延び、その先、伊達家の家臣となる。

仙台藩天童家

家格は準一家、領知高が1673（寛文3）年から134貫767文（1貫文=10石）、在所拝領という格式を有していた。

仙台藩の「特徴」

（1）家格制度、（2）地方知行制度、（3）特殊な拝領形態（城、要害など）

（1）家格制度

→ 戦国時代から、伊達政宗の岩出山転封（1591=天正19年）を経て18世紀初頭に完成する、仙台藩内の「小幕藩制的秩序」を形作る、多層的・多面的な家臣団の序列。とりわけ、豊臣秀吉の1590・91（天正18・19）両年の奥羽仕置による中世・戦国期東北地方の支配秩序の再編制、具体的に旧来の領主の所領を多数没収したことで、それにともなって所領を失った多数の名家を政宗が意図的に召し抱え家臣として取り立てたことによって、伊達家の家臣団の家格制度が大きく拡張された（パンフレット3頁「仙台藩の家格」）。家格による序列 一門、一家、準一家、一族、宿老、着座、太刀上、召出

（2）^{じかたちぎょうせい}地方知行制

「^{じかた}地方」とは、農地、農村、またはその支配の仕方を指し、対後は、「^{まちかた}町方」であった。「^{じかた}地方知行」とは、家臣に土地を宛がって直接年貢を採らせる家臣団編成・農村支配方式のことをいう。通史などでいう「江戸時代武士サラリーマン説」は、多くの藩において家臣に土地を渡さず、それを藩庫から支給した「俸禄知行」が普及していたことを指す。

仙台藩では、地方知行制を幕末まで採用した。原則、100石（10貫文）以上の大番士に「禄」ではなく、石高（貫高）で領地（「知行地」）を割り当て、そこからの年貢収入で奉公をするという仕組みを採った。地方知行制の基本は、検地帳に登録された田畑・